

舞鶴市内建設業者の合併等に関する特例措置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、舞鶴市建設工事の競争入札参加資格等に関する要綱(昭和39年舞鶴市告示第4号)第9条第5項の規定に基づき、市内建設業者がその経営力及び施工力を強化するため、合併等を行う場合における競争入札参加資格審査の特例措置について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 合併 会社法(平成17年法律第86号)に基づく合併をいう。
- (2) 分割 会社法に基づく分割をいう。
- (3) 営業の譲渡 会社法に基づく営業の譲渡をいう。
- (4) 主たる営業所 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に規定する営業所のうち、本社、本店等建設業を営む営業所を統括し、指揮監督する権限を有するものをいう。
- (5) 競争入札参加資格者 舞鶴市建設工事の競争入札参加資格等に関する要綱に基づき、競争入札参加者の資格を有する者をいう。
- (6) 市内建設業者 主たる営業所を舞鶴市内に有する競争入札参加資格者をいう。

(対象者)

第3条 競争入札参加資格審査の特例措置の適用を受けることができる者は、市内建設業者が引き続き10年以上建設業法第3条の規定による許可を受けている者で、かつ、引き続き5年以上競争入札参加資格者である者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 競争入札参加資格者である2人以上の個人が法人を設立した場合における新設法人(以下「新設法人」という。)
- (2) 競争入札参加資格者の合併により、その一方が存続した場合における存続会社又は新たに会社が設立された場合における新設会社(以下「合併会社」と総称する。)
- (3) 競争入札参加資格者が他の競争入札参加資格者の分割により当該建設業に係る営業の全部を承継し、その分割した競争入札参加資格者が当該建設業に係る営業の全部を廃止した場合における当該承継した競争入札参加資格者(以下「承継会社」という。)
- (4) 競争入札参加資格者が他の競争入札参加資格者から当該建設業に係る営業の全部を譲り受け、その営業を譲渡した競争入札参加資格者(以下「営業譲渡者」という。)が当該建設業に係る営業の全部を廃止した場合における当該営業を譲り受けた競争入札参加資格者(以下「営業譲受者」という。)

(特例措置)

第4条 新設法人、合併会社、承継会社及び営業譲受者(以下「新設法人等」という。)の競争入札参加資格審査における特例措置は、次のとおりとする。

- (1) 第6条の規定により特例措置の適用を認定された日(以下「認定日」という。)の属する年度は、新設法人等として法人の設立、合併、分割又は営業譲渡(以下「合併等」という。)後における総合評定値(建設業法第27条の29第1項に規定する総合評定値をいう。以下同じ。)に100分の5を乗じて算出した数値を主観点とし

て加算調整を行う。

- (2) 2年度目(認定日から起算して1年を経過した日の属する年度をいう。以下同じ。)及び3年度目(認定日から起算して2年を経過した日の属する年度をいう。)は、それぞれ当該年度における総合評定値に100分の5を乗じて算出した数値を主観点として加算調整を行う。
- (3) 4年度目(認定日から起算して3年を経過した日の属する年度をいう。)は、当該年度における総合評定値に100分の3を乗じて算出した数値を主観点として加算調整を行う。
- (4) 5年度目(認定日から起算して4年を経過した日の属する年度をいう。)は、当該年度における総合評定値に100分の2を乗じて算出した数値を主観点として加算調整を行う。
- (5) 前各号に定めるところにより算出した数値に小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。
- (6) 合併等前に格付けを有する業種のうち、次条の申請があったもののみを特例措置の対象とする。

(申請)

第5条 前条の規定の適用を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、合併等特例措置適用申請書(様式第1号)に合併等を証する書類、合併等後の経営事項審査結果通知書の写し等必要な書類を添えて、合併等後6月以内に市長に申請しなければならない。

(認定及び結果の通知)

第6条 前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査の上、相当と認めるときは、第4条の特例措置の適用を認定するものとする。この場合において、競争入札参加資格に係る資格審査を行い、その結果を合併等特例措置適用に伴う建設工事入札参加資格審査結果通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(継続申請)

第7条 2年度目以降について、第4条の規定の適用を引き続き受けようとする者は、会計年度ごとの資格審査の申請に併せて、合併等特例措置適用継続申請書(様式第3号)により継続の申請をしなければならない。

(合併等後の施工実績等)

第8条 合併等後の施工実績等の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 一般競争入札における入札公告で定める施工実績については、合併等企業にあっては、合併等前の関係会社等の施工実績を含めることができる。
- (2) 入札公告で定める経営事項審査に係る審査要件については、合併等後の経営事項審査結果を適用するものとする。

(認定の取消し)

第9条 次の各号のいずれかに該当する場合は、第6条の認定を取り消すことができる。

- (1) 合併等後に建設業の一部を譲渡し、又は分社化したとき。
- (2) 特例措置の適用の申請に当たり、虚偽の内容により不正に申請したとき。

2 前項の規定による取消しをした場合は、合併等特例措置取消しに伴う建設工事競争入札参加資格取消通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行し、同年1月1日の合併等から適用する。

附 則

この要領は、令和3年10月1日から施行する。

様式第 1 号(第 5 条関係)

合併等特例措置適用申請書

年 月 日

舞鶴市長

様

申請者 住所(所在地)
商号又は名称
代表者氏名

舞鶴市内建設業者の合併等に関する特例措置要領第 5 条の規定により、次のとおり申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

| | | | |
|-------------------|---|--|--|
| 申請理由 | <input type="checkbox"/> 2 以上の個人による法人の設立 <input type="checkbox"/> 会社法による合併 <input type="checkbox"/> 会社法による分割 <input type="checkbox"/> 会社法による営業の譲渡 | | |
| 合併等消滅会社等の状況 | <input type="checkbox"/> 新設法人の設立により建設業を廃業する個人 <input type="checkbox"/> 吸収合併により消滅する会社 <input type="checkbox"/> 新設合併により消滅する会社 <input type="checkbox"/> 分割又は営業の譲渡により建設業に係る営業を全部廃止する会社又は個人 | | |
| | 住所(所在地) | | |
| | 商号(名称) | | |
| | 代表者名 | | |
| | 入札参加資格を有する業種 | | |
| 特例措置の適用を受けようとする業種 | | | |

備考

- 1 新設法人の設立の場合は建設業を廃業する 2 以上の個人が、営業の譲渡の場合は営業譲渡者及び営業譲受者が連名で申請してください。
- 2 「申請理由」の欄については、該当するものにレ点を記入してください。
- 3 「合併等消滅会社等の状況」の欄については、合併消滅会社等で該当するものにレ点を記入し、合併等により廃業する個人、消滅する会社及び営業の譲渡により建設業に係る営業を全部廃止する会社の所在地等を記入してください。なお、2 業者以上の場合は、別紙に記載してください。

様式第2号(第6条関係)

合併等特例措置適用に伴う建設工事競争入札参加資格審査結果通知書

第 号
年 月 日

住所(所在地)
商号又は名称
代表者 様

舞鶴市長 印

年 月 日付で申請のありました合併等による特例措置については適用するとともに、舞鶴市建設工事競争入札参加資格については、審査の結果、下記のとおり決定したので、通知します。

記

1 資格の内容

| 工事の種類 | 等級 | 総合点数 | 内 訳 | |
|-------|----|------|-----|-----|
| | | | 客観点 | 主観点 |
| | | | | |
| | | | | |

2 資格の有効期限

年 月 日

3 その他

次回の指名競争入札参加資格審査申請(定期受付)時には、合併等特例措置適用継続申請書(様式第3号)を提出すること。

様式第3号(第7条関係)

合併等特例措置適用継続申請書

年 月 日

舞鶴市長 様

申請者 住所(所在地)
商号又は名称
代表者氏名

年度の舞鶴市建設工事競争入札参加資格審査においても、下記の業種について、市内建設業者の合併等に関する特例措置の適用を継続したいので、舞鶴市内建設業者の合併等に関する特例措置要領第7条の規定により申請します。

記

1 認定日 年 月 日

2 認定内容

- (1) 業種
- (2) 等級

添付書類：合併等特例措置適用に伴う競争入札参加資格審査結果通知書の写し

様式第4号(第9条関係)

合併等特例措置取消しに伴う建設工事競争入札参加資格取消通知書

第 号
年 月 日

住所(所在地)
商号又は名称
代表者

様

舞鶴市長

印

年 月 日付けで合併等に伴う特例措置を適用しましたが、舞鶴市内建設業者の合併等に関する特例措置要領第9条の規定により、認定を取り消すとともに、認定取消後の競争入札参加資格について通知します。

- 1 取消理由
- 2 取り消した資格の内容
- 3 認定取消後の資格の内容